

体制のあり方—案—

No. 1

昭和33年 7月 4日

原子力委員会

① 原子力研究開発。具体的方針をたてることを主務とし、
大学、基礎研究との調整にもなりつつ、国民の信頼をかつ
ける安全確保対策（環境安全を含む）の強化に努め
ること。

② 各機関のテーマ決定、調整、結果の評価を
おこなう。

③ 前項のため、並列の
「調査組織」を設ける。

それは、たとえば、前項の任務に応じて、①調査、②
調整、③安全の3部署からなる。

④ 委員の人数、委員長に大臣（すぐ変える）がなるのか
いいかどうか。

⑤ 諮問委員会か行政委員会。—— 12月には上記の機能
に照らして最も適当なものとする。

（案略上）

原子力局

① 上記のようにすると原子力委員の事務局がはたさる。

“調整官庁”としての性格をよしの任務のほか、安全

管理、主務は、原子力局が他畜子(原子、水素)と協力をし担当する。これ一案。

高燃炉事業団 要約は事項とし、とくは、

- ① 当面 FBR (Na, UO₂型等) ATR (D₂O-H₂O型の) の特
- ② 定規炉の閉弁推進中体。(原型炉をわたりあがらる)
- ③ 燃料材料開発の、主務は、②型炉に在りて、その
- ④ は原研に在り、(140の等、と542118)
- ⑤ 船舶用炉に在り、(140の等、と542118) (改良型PWR等)
- ⑥ 在り、高燃炉が担当する。これ一案。(所畜者の
- ⑦ 内務省) とくは、(12月、信託とし)
- ⑧ このよりの高燃炉は、運用一歩手前、そのまゝの閉弁推進中体と在り、(12月、信託とし)
- ⑨ 高燃炉は、運用一歩手前、そのまゝの閉弁推進中体と在り、(12月、信託とし)
- ⑩ 高燃炉は、運用一歩手前、そのまゝの閉弁推進中体と在り、(12月、信託とし)

原研、

- ① 原子力局の具体的な方針に従う。これは他燃料と
- ② 全般的に在り、高燃炉のむ以外、(これはNa炉
- ③ 却以外、FBR等) の研究開発、燃料の研究開発、
- ④ 燃料研究、ウラン(燃料)、核融合、その他計画、

原子力委員会

- ① 諮問会 vs 行政会 一長一短
 - ② 委員長 変り方等。13年間に22人 6ヵ月間/人
 - 委員長代理(法7條3項)の活用
 - 委員長を12名大臣で充てることを可否
 - ③ 科学庁が庶務担当とされていることの問題。
 - 他省庁から科学庁の諮問会のようにみえやすく12名の委員を打出しにしたい。
 - 科学庁の事務の事項に立入りすぎる。
 - ④ 大学研究の除外(当初の了解)からの問題
 - 研究費配分に基づき行政策を打出せたい
 - 原子力界に学界との人物交流が行われたい。
 - 学会関係との関係
 - ⑤ 独自の調査、政策立案機構を設ける。
 - 委員会、原子力委員会 科学庁事務局案に1112の専門家見解を聴取し、とらえる。
 - ⑥ 研究開発機構(原研、高炉等)との関係
 - 連携(相互に助け合う)など、原子力委員会の存在、各研究機関の計画、40%の予算がわかる。
- eg. 原研. AECは設備の設置に1112の同意、業界連合の

"真珠"について議決するにとどまる。原子研の監督は総理(主
席は相対席)——しかも重要事項は大臣大臣と協議。

⑦ 原子の人事

。民間との(よい意味での)交流を、~~促進~~

⑧ 原子力委員会、理事の経理。

。安全(管理)と開発との分離を必要とする。
。原子力の中途半端を断ち切る。

原子研、原子力、船事研、等。

。プロジェクト (ATR, FBR, 第一船) は事業団(2)と112と
に一所ある2113が、原子力には火電の一般研究をかねてあり、
船は112は第一船以外の2113の担当が主。

。原子研に112はたびたびの目標変更を2113"精神面の荒
廃、人材流出がおきているが"

① 研究と大型施設 (operation) の分離の必要。

eg. 大型施設 op. の民間委託 (ATR, JPRR)

② 2事業団との関係の整理をさせる。

③ 研究 management の確立。

④ 大衆との関係の強化
が必要。